

★ 広島県収入証紙の廃止に伴う関係規則の整備及び広島県収入証紙の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則（規則第三十三号）（会計総務課）

一 改正の要旨

広島県広島ヘリポート管理事務所及び広島県沼田川水道事務所の廃止に伴い、関係規定を整理した。

二 施行期日

平成二十七年四月一日

★ 出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部を改正する規則（規則第三十四号）（審査指導課）

一 改正の要旨

行政組織の再編に伴い、関係規定を整理するとともに、広島県収入証紙の廃止に伴い、出納員に委任する事務の範囲を変更するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十七年四月一日

★ 広島県会計規則の一部を改正する規則（規則第三十五号）（審査指導課）

一 改正の要旨

行政組織の再編に伴い、関係規定を整理するとともに、ゆうちょ銀行で取り扱うことのできる事務に、広島県高等学校等奨学金償還金の収納に関する事務を追加するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十七年四月一日

★ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（規則第三十六号）（働く女性応援課）

一 改正の要旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正され、認定こども園制度の見直しが行われたことに伴い、次の関係規則の規定を整備した。

- 1 広島県立県民の森管理規則
- 2 自然公園施設管理規則
- 3 広島県立もみのき森林公園管理規則
- 4 広島県立県民の浜管理規則
- 5 広島県立中央森林公園管理規則
- 6 広島県健康福祉センター管理規則

二 施行期日

平成二十七年四月一日

★ 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則及び介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（規則第三十七号）（地域福祉課）

一 改正の理由

介護保険制度の見直しに伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等の一部が改正されたことを踏まえ、関係規則の規定を整備した。

二 改正の内容

1 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正

(一) 特定施設入居者生活介護事業者が介護報酬を代理受領する要件として、国民健康保険団体連合会に対して入所者の同意書を提出しなくてもよいこととされたため、関係規定を削除した。

(二) 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽きんせんに励み、事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこととした。

2 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部改正

(一) 介護予防特定施設入居者生活介護事業者が介護報酬を代理受領する要件として、国民健康保険団体連合会に対して入所者の同意書を提出しなくてもよいこととされたため、関係規定を削除した。

(二) 介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売の福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽きんせんに励み、事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこととした。

(三) 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行することに伴い、関係する規定の整理を行った。

三 施行期日

平成二十七年四月一日